

平成29年度

事業計画書

社会福祉法人 南幌苑

平成29年度

法人本部事業計画書(案)

社会福祉法人 南幌苑

けい えい り ねん
経営理念

わたし にんげん そんげん
私たちは 人間としての尊厳と

しゃかいらんたい しそう きほんりねん
社会連帯の思想を基本理念とし

りようしゃ あい せいじつ むね
利用者にあいされ誠実を旨とし

しんらい しせつ せんくせい
信頼される施設として先駆性

どくじせい はつき きたい こ
独自性を発揮し期待を超える

ていきょう しゃかい こうけん
サービスを提供することで社会に貢献する。

しゃかいふくしほうじん なん ぼろ えん
社会福祉法人 南幌苑

事業計画

社会福祉法人制度改正が、平成28年度から平成29年度に施行となり、福祉サービスの供給体制の整備及び充実を図るため、経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上等の改革を進めるとともに、介護人材の確保を推進するための措置が行われた。

法人としても役職員の研修を実施し、制度改正に伴う、定款の一部改正、理事会・評議員会の経営組織の在り方について理解を深め、新組織体制に向けて準備を整えた。平成29年度には、社会福祉法人の財務規律の強化により、法人が保有する財産について、事業継続に必要な財産を控除した再投下可能財産（社会福祉充実残額）を明確にすることが求められ、社会福祉充実計画を策定し、既存事業の充実や新たな取組に有効活用する仕組みを構築していく、また、法改正に規定された社会福祉法人が本来果たすべき役割を明確にすることから「社会福祉法人の地域貢献の責務」に主眼を据える必要があり、社会福祉施設と地域の関わりや地域住民の方々への理解と啓発を相互扶助としての機能を持つ事業を展開する。

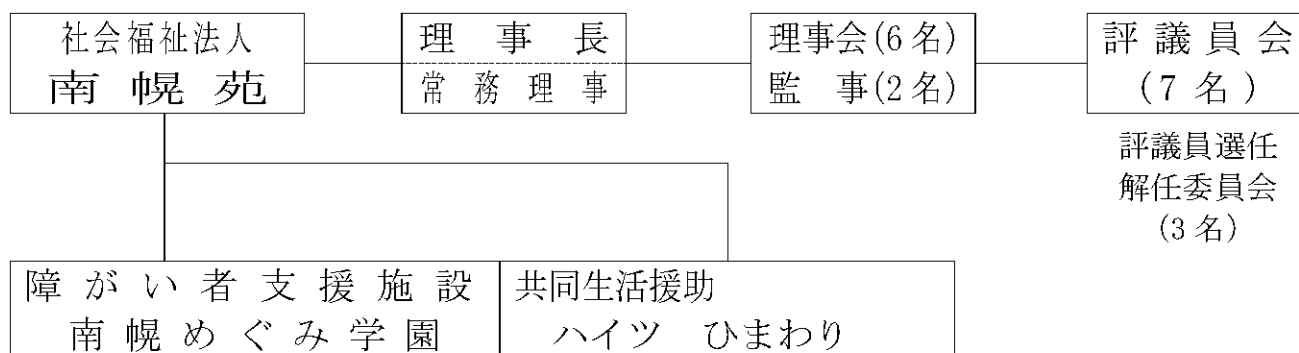
また、平成30年4月には、障がい福祉サービス等報酬改定があり、現状のままでは報酬単価の見直しによる減収が予想されるため、重度障がい者、人員配置などの加算体制等の改正情報を早期に把握し対応できるよう体制づくりに努める。

昨年度においては、障がい者支援施設ご利用者が犠牲となる事件もあり、施設の防犯対策の強化として、国の補助事業利用により防犯カメラ、人感センサー設置を行う。また、障がい者の虐待をはじめ人権・権利擁護に関する報道も引き続き多いなか、役職員の認識を深めるとともに、より高い意識と行動規範をもってサービス提供できる取組みを進めていく必要がある。

法人としても今後の施設運営が厳しくなるが、ご利用者には、安全、安心で一人ひとりのニーズを第一に自己選択、自己決定に応えることができるようサービスの質の向上に努めていく。

平成30年度には開設30周年を迎え、記念事業に向けて準備を進め、本館建物内外改修も計画に沿って実施し、ご利用者の生活しやすい環境整備に努めていく。

1. 法人の組織



2. 法人の事業

次の社会福祉事業を経営し、サービスの質を向上させると共に、法人経営の健全化に努める。

1) 障がい者支援施設 南幌めぐみ学園

(事業者番号 0115800393)	施設入所支援	定員	50名
	生活介護	定員	60名
	就労継続支援B型	定員	10名

2) 短期入所事業所 南幌めぐみ学園

(事業者番号 0115800112) 定員 5名

3) 共同生活援助 ハイツ ひまわり

(事業者番号 0125800102) 定員 5名

4) 委託事業

日中一時支援事業 定員 5名

5) 移送サービス事業

福祉有償運送

3. 法人役員・評議員

社会福祉法人南幌苑の役員は、社会福祉法人制度改正により平成29年4月1日から理事6名、監事2名、評議員7名で構成される。また任期は理事・監事は平成31年度の定時評議員会の終結の時、評議員は平成33年度定時評議員会の終結の時までである。

4. 評議員選任解任委員

平成29年4月1日から外部委員1名、監事1名、事務局1名で構成される。任期は平成33年度定時評議員会の終結の時までである。

5. 福祉サービス相談委員・虐待防止委員

福祉サービス相談委員・虐待防止委員については、引き続き、虐待防止

責任者、受付担当者、第三者委員により、適切な対応と迅速な処理に努め、より一層質の高い福祉サービスを提供する。

6. 役員会の開催

1) 理事会の開催

制度改正により業務執行に関する意思決定機関として位置付ける。

平成 29 年度の理事会の開催予定は、次のとおりとするほか必要に応じて臨時の理事会を開催する。

開催月	主な審議事項
平成 29 年 5 月	平成 28 年度事業報告・平成 28 年度決算報告
平成 29 年 6 月	理事長互選、常務理事互選
平成 29 年 7 月	平成 29 年度事業執行状況報告
平成 29 年 10 月	平成 29 年度事業執行状況報告
平成 30 年 1 月	平成 29 年度事業執行状況報告
平成 30 年 3 月	平成 30 年度事業計画・平成 30 年度収支予算

2) 評議員会の開催

制度改正により法人運営の事後的な監督を行う議決機関とし、法人の業務の決定にあたり重要な事項について評議員会を開催する。

平成 29 年度の評議員会の開催予定は、次のとおりとする他必要に応じて臨時の評議員会を開催する。

開催月	主な審議事項
平成 29 年 6 月	平成 28 年度事業報告 平成 28 年度決算報告 新役員（理事・監事）の選任

7. 監事による監査

1) 監事は、理事会において出席して、理事会の運営状況及び理事の業務執行状況を監査報告する。(年 4 回)

開催月	主な監査内容
平成 29 年 5 月	事業報告、収支決算
平成 29 年 7 月	運営状況、資産管理
平成 29 年 11 月	運営状況、資産管理
平成 30 年 1 月	運営状況、資産管理

2) 監事は、法人の財産状況、利用者等の状況を監査する。

3) 監事は、監査報告書を作成し、理事会及び北海道知事に報告する。

8. 福祉サービス相談委員会・虐待防止委員会

福祉サービス相談委員会を中心とする苦情対応マニュアルの徹底により、適切な対応と迅速な処理に努め、より一層質の高い福祉サービスを提供する。また、虐待防止委員会を中心とする虐待防止マニュアルの徹底により、適切な対応と迅速な処理に努め、毎月の振り返りシートを使用し職員個々の意識も高め、より一層質の高い福祉サービスを提供する。

9. 快適な住空間の提供（中長期計画）

施設内外設備において老朽化が進み整備計画に沿い設備修理・更新を行い、今後の生活様式やご利用者の快適な生活環境と、適切で有効なサービスを効果的に提供できるよう、また、ご利用者の生活を支える基盤としての役割を果たすため、援助しやすい空間を提供する。

本体施設	…	体育館内装工事（平成 29 年度予定） 居室棟内装工事（平成 28～30 年度予定） 南側外壁塗装工事（平成 29 年度予定） 前庭環境整備、車庫整備工事（平成 29 年度予定） 管理棟内装工事（平成 29 年度～）
かよえ～る	…	旧南幌幼稚園土地購入（平成 29 年度） 建物改修工事（平成 29 年度～）
ハイツひまわり	…	暖房器具更新（平成 29 年度） スプリンクラー設備工事（平成 29 年度）

10. 役職員研修の充実

今年度も、制度改革、報酬改定に対応するため、また、法人経営の改革に必要な知識の習得を図るために、道社協が実施する「社会福祉法人役員専門研修」に参加する他、関係団体主催の研修会に随時参加する。役職員の情報交換や視察研修会及び懇談会を実施する。

11. 情報公開

今回の制度改革に基づき、法人運営の透明性の確保として、事業計画・事業報告・財務諸表のほか、定款・現況報告書について、また、施設内の出来事など、引き続き、法人ホームページにおいて情報公開し、ご家族、地域等のコミュニケーション促進に努める。

さらに「南幌めぐみ学園だより」を年 2 回以上発行し、わかりやすく、読みやすい編集になるよう心がける。

12. 地域における社会貢献の取り組み

平成 28 年度に補助事業により導入した手袋編機を活用し、地域の幼稚園・保育所などに提供するほか、交通安全、防犯対策等の啓発事業に活用する。また、平成 28 年に設置した公益財団法人日本財団が運営する社会貢献自動販売機「夢の貯金箱」により、売上の一部を困難な生活をされている方々に利用していただく事業に協力する。

その他、利用者による学園周辺の道路清掃、高齢者世帯の除雪、南幌町や高齢者施設への干支関連の作品等の寄贈を引続き実施する。

13. 当法人経営する事業が、より効果的で充実したものになるよう、積極的に各種補助事業の申請を行う。

14. 対外業務

1) 北海道知的障がい福祉協会

災害対策検討委員会 委員 栗林 和史

2) 北海道ソーシャルワーカー協会

監 事 栗林 和史

3) 空知知的障がい福祉協会

理 事 栗林 和史

正幹事 小笠原 嵯人 副幹事 小川 幸仁

4) 南幌町障がい福祉計画策定委員会

職務代理者 栗林 和史

5) 南幌町障がい者虐待防止ネットワーク会議

委 員 栗林 和史

6) 南空知南部障がい認定審査会

委 員 渡辺 実希

平成29年度

施設事業計画書

障がい者支援施設
南幌めぐみ学園

目 次

基本方針.....	1
事業計画	
1. 運営方針.....	2
2. 支援方針.....	2
3. 支援内容.....	3
4. 日中活動支援.....	3
5. 保健衛生支援.....	5
6. 栄養管理・支援.....	6
7. 余暇支援.....	8
8. 地域生活移行にむけての支援.....	8
9. 事故防止と安全対策.....	9
10. 職員研修.....	9
11. 職員会議、支援員会議、個別ケース会議、ケア会議・給食会議の開催.....	10
12. 地域交流の推進.....	10
13. ボランティアの開拓と育成.....	10
14. 防災計画.....	10
15. 職員研修計画.....	11
16. 日課表.....	14
17. 生活支援.....	15
18. 年間行事計画表.....	17

基本方針

1. 平成28年4月から「障がい者差別解消法」が本格施行され、障害の有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個別を尊重し合いながら共生する社会の実現を資することが目的とされた。また、社会福祉法改正に伴い規定された社会福祉法人の役割の一つとして、「地域貢献の責務」に主眼を供える必要があり、社会福祉施設と地域の関わりや地域住民の方々の理解を啓発を相互扶助としての機能を持つ施設づくりに努める。
また、平成30年に向けた障害福祉サービス等報酬改定に係る基本指針の見直しに向けた検討が始まっており、地域生活移行者の増加といった成果目標を達成するための制度・報酬のあり方が検討されることとなる。これらの事柄を踏まえ、各事業の充実を図り、安心、安全で障がいを持つ方の意思決定を尊重しそれに応じた支援を展開していく。ご利用者の支援においては「地域生活支援」と「施設ご利用者の権利擁護」の視点を堅持し、ご利用者一人ひとりの意思決定に十分応えることができるよう、合理的な配慮、状況に応じた柔軟な対応を積極的に行ない、より個別で充実したきめ細かな支援を行ないサービスの質の向上に努めていく。地域・在宅者のニーズに応え、就労継続支援事業、日中一時支援事業・短期入所事業を継続して行っていく。
2. ご利用者の意思決定及び人格を尊重し、健康管理、機能訓練など、個別支援計画に基づき適切なサービスを提供する。個別支援サービスを効果的に推進するためご家族の意向を十分反映させていくとともに、相談・協力が得られるよう連携を密にする。また、刻々と変化する福祉動向や情報に対し個別面談・三者面談を継続的に行う。めぐみ会との合同研修会・懇談会、また、ご利用者が楽しみにしている道内・道外旅行を今後も実施する。
3. なんぼろ就労生活支援センター「かよえ〜る」をさらに効果的に活用し、地域生活支援サービスの拠点としてその機能の充実と拡充をはかるとともに、ご利用者の職住分離の意識を高め、作業スペースの拡大など効果的な設備利用をはかり生活環境の整備をすすめる。
4. 地域交流の場や地域に根ざした活動展開の一環として、菓子工房 もぐもぐ（クッキー作り・コーヒー宅配など）を地域活動の拠点として、福祉の店の立ち上げを目指し、ご利用者の就労の場を確保するために検討をすすめる。
5. 自立訓練支援センター「ふれあい」の設備と機能を利用して地域生活経験や宿泊訓練などに取り組み、ご利用者本人の主体性を尊重した支援を行う。
6. 地域における社会貢献の取組み
職員、ご利用者による共同募金の街頭募金活動の実施。地域住民の方々へ

の施設開放。南幌町と特別養護老人ホームへ干支のウッドパズルの提供（広く町民に見ていただく）。地域の清掃や高齢者宅の除雪及び、保育園、幼稚園に子供軍手を提供し地域への貢献を果たす。

事業計画

1. 運営方針

- 1) 施設入所支援は、施設に入所するご利用者の夜間帯において、入浴、排泄、食事等の介護及び相談、助言等のほか、ご利用者の意思決定を尊重し社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の支援、機能訓練、健康管理及び療育上の支援を行う。ご利用者がその有する能力に応じ、充実した日常生活を営むことができるよう努める。
- 2) 生活介護事業は、ADLの低下や自閉症等に起因する行動障害など、身体・精神面で常時介護を必要とするご利用者に対し、安全で豊かな日常生活を営むことができるよう、地域やご家庭との結び付きを重視し、市町村、相談支援、その他の支援施設、保健医療サービス、福祉サービスの提供者と密接な連携に努め、個々のご利用者の意思決定を尊重した支援を行う。また、創作活動や生産活動の機会の提供、外出や行事、レクリエーション等の参加など日中活動の更なる充実を図る。
- 3) 就労継続支援B型事業は、ご利用者の自立支援を推進するために、地域での様々な職場実習支援及び菓子工房もぐもぐを展開しながら、製造・販売活動を通じてご利用者の作業能力向上と地域生活への意欲を高める支援を行う。

2. 支援方針

1) 目的

生活をより自立させるための日常生活習慣の確立を目指すと共に、人がひとりの社会生活、日常生活を営んでいく上で必要な能力やマナー、生活習慣などを身につけ、より豊かな人間性を培う。

2) 個別支援計画

ア) ご利用者一人ひとりの特性や現状・生活環境等を総合的に把握分析し生活課題を明確にしたうえで、ご利用者・ご家族の意向に沿った個別支援計画を策定し実施をしていく。また、期間ごとにモニタリング

と見直しをかけ、生活の全体性と個別性のバランスをはかりながら生活習慣の確立とより豊かな生活環境の実現を目指す。

イ) 日常生活を送るうえで、日常身辺処理の自立は、人間らしく成長していく上において必要なものである。

朝の着替えに始まり、挨拶、布団上げ、洗顔、歯磨き、食事、排泄、入浴、就寝など一日の流れの中で基本的な生活習慣を確立していく。

また、障がいの重い人にとっては、これらを身につけていくことそのものがその人の発達成長のひとつである。

ウ) 社会生活を営むうえで必要な礼儀節度、技能等を身につけることも重要であり、そのためにはご利用者自身の情緒の安定と楽しい生活環境づくりが必要である。一日の生活の流れの中で学習、日中活動、余暇支援、各行事等を通じて、集団の中での役割をもたせ、好ましい人間関係を形成し、自己抑制、けじめある生活、社会的礼儀節度、協調性、自主性、責任感を養う。

3. 支援内容

- 1) ご利用者にあった（日中）活動を見出しつつ、能力に応じた支援を行い、学習や活動への意欲を大切にして自立心を養う。
- 2) ご利用者自身が日常の生活場面で意思決定しやすい環境を整え、選択できるメニューを用意し、権利擁護が図られるよう支援する。
- 3) 一泊旅行・道外旅行・観戦鑑賞ツアー・果物狩りなどの外出の機会を通し社会的礼儀や地域文化と接することにより豊かな人間性を養う。町内行事、園内外の清掃など様々な経験を通じて、経験と人と関わる楽しさ、地域の一員としての貢献等を体感してもらおう。地域の人々とのふれあいを通じて障がい者への理解と協力を求め、社会福祉への啓蒙を図ろうとするものである。

4. 日中活動支援

1、生活介護事業

食事の提供及び、食事・歯磨き・入浴・排泄などの身体介護、社会参加の支援、日常生活の相談支援など日常生活全般にわたる支援を行う。

1) 紙器加工

生産活動を主体にした生活支援札幌市内、江別の会社からの委託作業

である容器のシール貼り、ビニールパック詰め、菓子詰め、ギフト商品、箱の組立等、及び町内企業からの広教資材の下請け作業を行なう。

2) 生活訓練

日中活動の中で洗顔・身だしなみ・洗濯・居室整理等、日常生活習慣の理解を深め、身体機能の維持回復に向けて健康・体力づくりを取り組んでいく。利用者の興味のある製品づくりと和紙工芸品等は福祉の店(札幌)で販売をしていく。また、軍手作業を通して安定した製品作りを目指し地域貢献につなげて行き、個別の支援とグループでの活動を行い情緒の安定を図っていく。

3) 農産

戸外活動が主体となり、学園前庭の草とりや花壇の花植え等の環境整備と畑では野菜作り(ミニトマト、じゃがいも、カボチャ、豆類等)を通じて作物が育つ過程の楽しさや収穫を体感してもらう。

また、NPO法人シャロームの「ひまわりプロジェクト」に協力し、ひまわりを栽培する。冬期間は室内で軽作業等の生産活動や創作活動に取り組む。

2、就労継続支援B型事業

1) 職場実習

◎長期職場実習

(株)スリービー・・・・・・・・タモギダケの収穫等。

利用者 女子 3名

◎委託作業 セブンイレブン・・・・・・・・ゴミの分別作業

利用者 女子 1名

2) 菓子工房 もぐもぐ

クッキーなどの焼き菓子づくり、イベントでの喫茶出店、会議等へのコーヒー、クッキーなどの委託販売、宅配サービスなどに取り組む。

3) 職場実習先の新規開拓について

地域生活移行に伴う就労継続支援の拡大・充実をめざし、職場実習先の新規開拓が引き続き重要な課題となる。

職場実習の実績経験のある事業所のほかに、ハローワークとも連携して積極的に新規事業所の開拓に取り組む。

5. 保健衛生支援

1) 目的

「すべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」
(日本国憲法第 25 条 基本的人権より)

健康は、すべてに優先するものであることを根本に、ご利用者の健康に配慮し、その保持増進に努める。日常生活のあらゆる場面で病気や危険を防止し衛生的で文化的な生活を支援することを目的とする。

2) 健康教育

生活懇談会（医療・栄養の相談支援）を開催し、日常生活に必要な正しい知識の普及に努める。

3) 疾病の早期発見・早期治療

健康診断・検診を行い、早期発見に努め、要精検者は確実に受診し適切な治療を支援する。（随時ご家族へ報告する。）

ご利用者対象	身長・体重・血圧測定	毎月 1 回
	口腔検査	毎月 1 回
	健康診断	年 2 回
	BMI チェック	月 1 回
35 歳以上（男女）	胃がん検診（ヘパシテック採血）	年 1 回
	大腸がん検診 （検便・検査可能な利用者）	年 1 回
30 歳以上（女性）	乳がん・子宮がん検診 （拒否せず検査可能な利用者）	隔年
	骨密度検査	随時
職 員	血圧測定	毎月 1 回
	健康診断	年 2 回

4) 治療・看護の継続

通院の必要なご利用者は適切に受診できるよう支援し、主治医の指示を受け、治療が円滑にすすむよう日常生活の改善を図り看護する。

服薬しているご利用者について、内服薬・外用薬ともに医務室にて保管し、適宜配薬を支援する。副作用の観察を行い異常時には速やかに主治医等へ報告を行い適切な指示を受け対応する。

5) 健康の保持増進

ご利用者が現在の健康状態を維持し、身体機能の低下を防ぎ、快適に過せる生活環境を提供する。

各種行事（スポーツ大会、レクリエーション）、ラジオ体操の推進、居住棟の湿度・温度調節、換気・採光への配慮を行う。

大掃除 年3回（5・8・12月）実施

6) 感染症の予防

職員・ご利用者ともに手洗いうがいの徹底を促し感染症の予防を行う。感染症対策委員会において、その都度予防対策を話し合い、その啓蒙に努める。

インフルエンザワクチン 年1回

園舎、トイレ、洗面所の消毒は基本的に毎日行う。

7) 平成29年度医療事業計画

1. 日中の通院支援、傷病者の看護。

2. 健康診断 4月・10月の予定

3. 体重・血圧測定 毎月1回

4. 医療・栄養の相談支援 毎月1回

5. インフルエンザワクチン 10月の予定

6. 北広島メンタルクリニック・加藤歯科・江別皮膚科クリニック
各医師の往診。

7. 感染症対策委員会を随時開催する。

6. 栄養管理・支援

1) 基本方針

ご利用者が自立して快適な日常生活を営み、一人ひとりの栄養健康状態の維持と食生活の質の向上を目指し、個々の嗜好や身体状況に応じた個別の栄養ケアマネジメントを実施していく。食事の楽しさを感じていただき穏やかな時間を過ごせるように、食材も旬のものを取り入れ季節感のある献立にする。心のこもった安全で喜ばれる調理、丁寧できれいな盛り付けをする。

上記を念頭におき毎月給食運営会議（職員・業者・ご利用者代表）を開催し協議する。

2) 目的

- ① 年齢や性別、活動量を考慮し、栄養のバランスのとれた食事を提供する。
- ② 毎日の食事を通して、正しい食習慣が身につくよう助言及び支援する。
- ③ 栄養と運動の効果を教え、健康的な体づくりを目指す。
- ④ 糖尿病や脂質異常症などの生活習慣病予防を心がけるよう助言及び支援する。
- ⑤ 摂食状況により、嚥下困難な方など個別に対応した食形態で提供し常に改善に向けて観察を行う。

3) 献立

- ① 「日本人の食事摂取基準（2015年版）」を活用し、施設の給与栄養目標量を設定し運用する。ご利用者は性別、年齢、体重、生活活動強度が異なるが、すべての利用者に対して適切な食事を提供する。
- ② 献立の内容は偏らず、家庭的な料理を取り入れるよう配慮する。
- ③ ご利用者に満足していただけるよう、行事食や誕生膳、パンバイキング、麺類の選択メニューを引き続き行っていく。
- ④ 食材は可能な限り国産を使用する。また、天然だしを使用することで化学調味料の使用を減らし素材の味を生かすよう心がける。

4) 嗜好調査

- ① 個人の嗜好を把握するため、聞き取り、観察、アンケート方式により嗜好調査を年1回実施する。また、生活懇談会、給食会議等が出た意見を可能なかぎり献立にとり入れる。
- ② 毎食ごとの残菜量を計量し、嗜好や適量の調査を行い、献立作成に活用する。

5) 適温給食

温かいものは温かく、冷たいものは冷たいまま、おいしい状態で食べていただけるよう盛り付け時間の調整を行い、適温給食に努力する。また、食欲をそそるような盛り付け、強化磁器製の食器を使用しより家庭的な雰囲気近づけていく。

6) 疾病への対応

- ① 糖尿病、脂質異常症、高尿酸血症などの生活習慣病と診断された利用者は、医師の発行する食事箋に基づき、適切な栄養及び内容を有する療養食を提供する。

- ② 疾病予防段階にあるご利用者に対しては、本人、家族と協議のもと療養食に準じる食事を提供する。
- ③ 月に1回以上体重測定、血圧測定を行い栄養状態の評価を行う。

7) 栄養支援

① 食事と健康

日々の食事から、主食、汁物、主菜、副菜がそろったバランスのとれた食事を摂ることを身につけてもらう。またいろいろな栄養素を摂取することで健康を維持していくことを知ってもらう。

② 生活習慣病予防

生活習慣病の危険性、予防法を知ってもらう。

③ 衛生管理

食中毒予防とあわせて、食事前の手洗いやうがいをを行う。

④ 食事のマナー

基本的な食事に対するマナーを身につけるよう支援する。

8) 平成29年度事業計画

1. 栄養ケアマネジメント

2. 給食運営会議 毎月1回

3. 生活懇談会（医療・栄養指導） 毎月1回

4. 嗜好調査 年1回

5. パンバイキング 毎月1回 誕生日膳 毎月1回

麺類の選択メニュー 毎月1～2回

6. 行事食

新年会・成人祝賀会、節分、ひな祭り、開園記念日、端午の節句、焼肉パーティ、クリスマス、忘年会、もちつき、おせち料理 など

7. 夏季の暑い日には、かき氷等を提供する。

7. 余暇支援

生活の中で自由時間の占める割合は大きく、この余暇時間をどのように活用するかを支援し、楽しみと潤いのある生活を見出していけるよう努める。余暇支援としては生け花、カラオケ、パークゴルフ、調理実習等の各クラブ活動と共に、映画や音楽鑑賞、ゲーム、園芸、施設外のサークル活動参加などを用意し、ご利用者の趣味、特技により個々の余暇支援を行う。

8. 地域生活移行にむけての支援

- 1) 地域生活の中でそれぞれの課題を明確にしながら、グループホームや

民間のアパート等での安定した生活が定着するよう支援する。また希望者による宿泊体験を組み入れていく。

- 2) ご利用者・保護者に対しグループホームに関する情報や資料の提供を行なうとともに地域生活に関する相談に応じる。

ご利用者・保護者にグループホーム見学の機会を設ける。

- 3) 「ハイツひまわり」や自立訓練支援センター「ふれあい」の設備や機能を有効に活用し、ご利用者がより地域生活、家庭生活に近い形での生活訓練に取り組む。

- 4) 火気取扱いや避難訓練の実施、電気設備使用における安全教育と事故防止の意識を高める。調理実習の回数増や余暇の充実、必要な連絡や相談と自主性を尊重した支援を行う。

9. 事故防止と安全対策

- 1) 目的

ご利用者には特別の保護、支援が必要であり、日常生活訓練において自ら身を守ることは不十分なものが多いので、次の事項により事故防止と安全に努める。

- 2) 事故防止策

ア) 機械器具の操作、取り扱いに注意する。

イ) ガラス、薬品、各種スイッチ、ガス器具、マッチ、暖房器具など常に注意を払い、事故の原因にならないようにする。

ウ) 無断外出には特に注意し、ご利用者の状況、人員の把握、点呼などにより事故のないよう努める。

エ) 川、沼、貯水池など、水による事故のないよう注意する。

オ) 情緒不安による喧嘩、いたずらが事故にならないように注意する。

カ) 園内外での交通事故のないよう注意する。

- 3) 安全対策

ア) 障がいの程度に応じて安全教育を推進する。

イ) ご利用者個々の実態をよく知っておくよう努める。

ウ) 安全であることを確認する。

エ) 救急、応急処置に対する研修に取り組む。

オ) ご利用者には交通規則を教育する。

10. 職員研修

社会福祉協議会や知的障がい福祉協会の研修会の他、本年度は特に障がい者差別解消法、障がい者虐待防止・権利擁護の研修会に多く参加し意識と啓発に努める。その他団体の研修会や、自閉症援助技術研修会の活動にも参加し、支援技術の知識の習得に努める。職員の自己啓発を目

的として、福祉関係の資格取得に際しては積極的なバックアップ体制をとる。

研修会後には、会議等で研修報告などを常に行い、研修内容を広く職員に伝え意識改革や働く意欲の増進、ご利用者サービスの質向上に努める。

11. 職員会議、支援員会議、個別ケース会議、ケア会議、給食会議等の開催

法人・施設の重点方針に従い事業を推進するため、理事会で審議検討し、毎月必要に応じて各会議を開催し、統一した支援を行う。

12. 地域交流の推進

地域行事への積極的な参加により、社会生活地域交流の幅を広げる。行事だけでなく各種ボランティアの要請を行い、地域における障がい者への理解を深めると共に地域への貢献も図る。

13. ボランティアの開拓と育成

ボランティアの重要性とその活動や効果を再認識し、事業所への積極的な受け入れを行う。

- 1) 町内のボランティアサークルに年間行事予定等を送付するなどの働きかけにより、事業への理解を求め協力を要請していく。

日赤奉仕団・北町福祉部会・空知信用金庫

ボランティア活動登録者連絡会・個人ボランティア

- 2) 福祉教育推進のため、学生のボランティアを積極的に受け入れる。

14. 防災計画

常に、災害防止に努め、火災や地震を想定し、月に1回避難訓練、年2回総合避難訓練（検証を含む）を行い、消火器の実施訓練と指導を消防署職員より受ける。

又、毎月防災対策規程に基づき、ご利用者と職員で自主点検・防災設備点検を行う。

15. 職員研修計画

開催月	研 修 名	主 催 者	人数
29年			
4月	施設内研修 虐待防止・権利擁護研修	南幌めぐみ学園	全員
5月	全道施設長研修	北海道知的障がい福祉協会	1名
6月	新任職員スキルアップ講座	北海道社会福祉協議会	1名
	施設内研修 リスクマネジメント研修	南幌めぐみ学園	全員
	職員共済会研修会・総会	職員共済会	1名
	北海道知的障がい関係支援員研修	北海道知的障がい福祉協会	1名
	北海道社会就労センター研修会	社会就労センター協議会	1名
7月	全国福祉施設士セミナー	日本福祉施設士会	1名
	空知知的協会職員研修会Ⅰ	空知知的障がい福祉協会	1名
	障がい者虐待防止・権利擁護研修	北海道知的障がい福祉協会	1名
	権利擁護セミナー	北海道知的障がい福祉協会	1名
	接遇講習会	職員共済会	1名
	全国知的障がい関係施設長等会議	日本知的障がい者福祉協会	1名
8月	特定給食施設等従事者研修会	空知総合振興局	1名
	防火管理者研修	日本防火・防災協会	1名
	施設職員スキルアップ講座	北海道社会福祉協議会	1名
9月	全国知的障がい福祉関係職員研究大会	日本知的障がい者福祉協会	1名
	感染症予防研修会	空知総合振興局	2名
10月	職員共済会業務説明会	職員共済会	1名
	空知知的協会職員研修会Ⅱ	空知知的障がい福祉協会	1名
	社会就労センター協議会研修	社会就労センター協議会	1名

開催月	研 修 名	主 催 者	人数
10月	看護師専門研修	北海道社会福祉協議会	1名
11月	医療・栄養セミナー	北海道社会福祉協議会	2名
	就労支援部会全国大会	日本知的障がい者福祉協会	1名
	施設入所支援部会研修	北海道知的障がい福祉協会	1名
	地域支援スタッフ研修	空知知的障がい福祉協会	2名
	北海道福祉施設士会研修	北海道福祉施設士会	1名
	栄養士専門研修	北海道社会福祉協議会	1名
	施設内研修 感染症予防対策研修	南幌めぐみ学園	全員
12月	空知知的協会新任職員研修	空知知的障がい福祉協会	1名
	法人役員研修	北海道社会福祉協議会	3名
	日中活動支援部会全国大会	日本知的障がい者福祉協会	1名
	北海道福祉施設士会研修	北海道福祉施設士会	1名
30年 1月	障がい者支援施設部会全国大会	空知知的障がい福祉協会	1名
	幹部職員研修	北海道社会福祉協議会	1名
	社会福祉法人経営実務セミナー	北海道社会福祉協議会	1名
	安全運転管理者研修	安全運転管理者協会	1名
2月	全道施設長会議	北海道知的障がい福祉協会	1名
	全国社会就労センター研修	社会就労センター協議会	1名
3月	北海道障がい者虐待防止・権利擁護研修	北海道保健福祉部	2名

開催月	研 修 名	主 催 者	人数
3 月	空知宿泊幹事会 北海道社会就労センター長研修 その他必要に応じて研修に参加する。	空知知的障がい福祉協会 社会就労センター協議会	1 名 1 名

16. 日課表

時 間	日 課
6 : 3 0	起床、洗面
7 : 0 0	園内清掃
7 : 3 0	朝食
8 : 4 5	職員朝礼
9 : 0 0	ラジオ体操
9 : 0 0	園内清掃、消毒
9 : 3 0	活動準備、身だしなみ、居室確認
9 : 4 0	午前日中活動開始
1 1 : 5 0	午前日中活動終了
1 2 : 0 0	昼食、昼休み
1 3 : 0 0	午後日中活動開始
1 4 : 1 5	休憩（15分間）
1 5 : 0 0	入浴
1 5 : 4 5	生活支援、ブラッシング、洗濯、居室清掃
1 6 : 0 0	午後日中活動終了
1 6 : 3 0	運動タイム（20分）
1 7 : 0 0	職員ミーティング
1 8 : 0 0	夕食、余暇
1 8 : 1 5	入浴
1 9 : 0 0	ホームルーム、点呼、余暇
2 2 : 0 0	就寝
<p>備 考</p> <p>日曜、祭日は7：00起床 土曜、祭日前夜は23：00就寝 入浴は、月、水、金曜日は男性 火、木、土曜日は女性 夏季等必要に応じて随時シャワー浴あり 土曜日は買い物実習等を計画、実施する</p>	

17. 生活支援

単 元	支 援 内 容
起床・就寝	<ul style="list-style-type: none"> ・時間になったら速やかに起きる。 ・「おはよう」の挨拶をする。 ・寝具をきちんとたたみ、押入れに入れる。 ・パジャマに着替え衣服をきちんとたたむ。 ・他ご利用者に迷惑をかけないように静かに寝る。
衣 服	<ul style="list-style-type: none"> ・いつもきちんと、身だしなみを整える。 ・脱いだ衣服はきちんと片付ける。 ・汚れた物は、洗濯し、きれいな衣服を身につける。 ・活動着と外出着、普段着等の服装の区別をする。
寝具を整理	<ul style="list-style-type: none"> ・順序正しく、きちんとたたむ。 ・布団干し（日光消毒）の励行。 ・シーツ、カバーの洗濯補修。 ・枕カバー、シーツ等が汚れたら随時交換する。
洗 面	<ul style="list-style-type: none"> ・歯磨き粉を適量つけて磨く。 ・口をすすぎ、うがいをする。 ・洗面器を使いタオルで顔を洗う。 ・タオルをきちんと絞って首、耳、手を拭く。 ・洗面用具は、水を切り、決められた場所におく。
清 潔	<ul style="list-style-type: none"> ・毎日ひげそり、頭髪、つめの手入れをする。 ・ハンカチ、ちり紙の所持と使用。 ・衣服の着替えをする。
掃 除	<ul style="list-style-type: none"> ・窓を開けて掃除する。 ・掃除用具をきちんと片付ける。 ・ゴミを捨てる。 ・物をよせ、すみずみまできれいにする。

単 元	支 援 内 容
洗 濯	<ul style="list-style-type: none"> ・ 洗剤の量を正しく使用する。 ・ 洗濯機・脱水機を正しく使用する。 ・ 洗濯物を区別し（色物・無地）丁寧に洗う。 ・ 乾いた衣類は、きちんとたたんで入れておく。 ・ 使った洗濯機・バケツ等はきれいに整理しておく。
入 浴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 週に3回以上入浴をする。 ・ 浴槽に入る前には素洗いをする。 ・ 洗体には石けん、ボディソープを使用し洗う。 ・ 洗髪にはシャンプー、リンスを使用する。 ・ 使用したタオル、石けん、シャンプー、腰かけ等は所定の場所に戻す
食 事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食事前の手洗いを確実にを行う。 ・ 食器をしっかりと持ち、箸、スプーン、フォーク等を使用し、よく噛んで食べる。 ・ 調味料を適量使用する。 ・ 残食の処理、下膳、使用後の椅子の整頓を行なう。 ・ なごやかな雰囲気でする。
排 泄	<ul style="list-style-type: none"> ・ トイレはきれいに使用する。 ・ 下着の上げ下げはきちんと行なう。 ・ トイレトペーパーは適量を使用する。 ・ 排便後は丁寧にしっかりと拭く。 ・ 排泄後の手洗いをしっかりと行なう。

18. 平成29年度 年間行事計画表

	上 旬	中 旬	下 旬	備 考
4月	開園記念日 4/1	定期健康診断 4/11 (利用者・職員) 協会総会・理事会 4/21	生活懇談会 職員研修(虐待) 4/22 園内外清掃 道理事会 4/27	<p>毎月の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難訓練 ・防災点検 ・身体血圧測定 ・スポーツ活動 ・調理実習 ・買物実習 ・精神科医師問診 ・歯科訪問診療 ・皮膚科往診 ・行事食・特別食 ・誕生日膳 <p>希望者による観戦鑑賞ツアー コンサート プロ野球 各イベントなど</p> <p>地域貢献</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共同募金の街頭募金活動の実施 ・地域住民への施設開放 ・南幌町へのウッドパズルの提供 ・地域清掃 ・高齢者宅の除雪 ・保育園・幼稚園に子ども用軍手を提供 ・交通安全啓発運動で軍手を提供
5月	日帰社会学習 めぐみ会定期総会 5/7 総合避難訓練・検証		生活懇談会	
6月	AED救命救急講習 ジギスカンパーティー ソフトA大会 6/11	ソフトA予備日 6/18 道内旅行 6/19～20 (旭山動物園) 支援員研修 I 6/21～22	生活懇談会	
7月	スポーツ大会 (かよえ～る) 7/2 保健医療部会研修会 7/1～2 ソフトB大会 7/9	ソフトB予備日 7/16 権利擁護指導者養成研修 7/18～20	生活懇談会	
8月		全道施設職員野球大会 8/19	生活懇談会 南幌福祉スポーツ大会 8/22 パークゴルフ北大会 8/27	
9月	パーク北予備日 9/3 パークゴルフ南大会 9/10	パーク南予備日 9/17 職員研修 9/20	第30回学園祭 9/24 生活懇談会	
10月	利用者交流会 定期健康診断 (利用者・職員) 総合避難訓練 空知物産展(仮) 利用者研修会 10/8	道外旅行(四国方面) 10/17～20 ボランティアフェスタ 空知卓球北大会 10/15 職員交流会(仮) 10/21	生活懇談会 みんなアート 10/26～28 空知卓球南大会 10/29	
11月	栄養士研修会 11/6 新任職員研修 11/9～10	災害対策委員会 赤い羽根 テニール大会 (札幌市)	生活懇談会 知連協(仮) 11/22 医療・栄養支援セミナー 11/27	
12月	もちつき	忘年会	生活懇談会 大掃除	
1月	元旦 初詣	新年会	生活懇談会	
2月	節分 厄払い		生活懇談会	
3月	ひなまつり 宿泊幹事会 3/8～9	園内レクリエーション	生活懇談会	

なんぼろ がくえんしよくいん ちか
南幌めぐみ学園職員の誓い

- わたし しょくいん りようしゃ たい ばあい ぼりよく
1. 私たち職員は、ご利用者に対し、いかなる場合があっても暴力・
ぼうげん じんけんしんがい おこな けんり そんちよう ようご
暴言・人権侵害を行わず、人としての権利を尊重し擁護します。
- わたし しょくいん りようしゃ いっさい さべつ みづか かだい
2. 私たち職員は、ご利用者への一切の差別を自らの課題として
はいじよ しゃかい りようしゃ りかい たか えんじよしゃ
排除し、さらに社会においてご利用者の理解を高める援助者として
あゆ
歩みます。
- わたし しょくいん りようしゃ こせい そんちよう おも う と ちい
3. 私たち職員は、ご利用者の個性を尊重し、思いを受け止め、小
みのが こうじようしん しょくむ すいこう
さなサインも見逃さぬよう、たゆみない向上心をもって職務を遂行
します。
- わたし しょくいん りようしゃちゆうしん せいしん た じ こせんたく きかい
4. 私たち職員はご利用者中心の精神に立ち、自己選択の機会
かんきようづく はいりよ じ こけつてい うなが じようけんせいび っと
や環境作りに配慮し、自己決定を促す条件整備に努めます。
- わたし しょくいん りようしゃ とも ちいき く ねが とも
5. 私たち職員は、ご利用者と共に地域で暮らすことを願い、共に
い えんじよしゃ ひびどりよく
生きる援助者として日々努力します。
- わたし しょくいん りようしゃ はったつ せいちよう えんじゆく こ こ
6. 私たち職員は、ご利用者が発達・成長し、円熟するという個々
たか かくしん えんじよしゃ じ こけんさん
の高まりを確信し、援助者としてたゆみない自己研鑽に努めます。

しょう しゃしえんしせつ
障がい者支援施設
なんぼろ がくえん
南幌めぐみ学園

りようしゃ みなさま
ご利用者の皆様へ

なんぼろ がくえんしやくいん ちかい
南幌めぐみ学園職員の誓い

- わたし しゃくいん りようしゃ たい ばあい ぼうりよく
1. 私たち職員は、ご利用者に対し、いかなる場合があっても暴力・
ぼうげん じんけんしんがい おこな ひと けんり そんなちよう ようご
暴言・人権侵害を行わず、人としての権利を尊重し擁護します。
- わたし しゃくいん りようしゃ いっさい さべつ みずか かだい はいじよ
2. 私たち職員は、ご利用者への一切の差別を自らの課題として排除し、
しゃかい りようしゃ りかい たか えんじよしゃ あゆ
さらに社会においてご利用者の理解を高める援助者として歩みます。
- わたし しゃくいん りようしゃ こせい そんなちよう おも う と ちい
3. 私たち職員は、ご利用者の個性を尊重し、思いを受け止め、小さなサ
みのが こうじようしん しゃくむ すいこう
インも見逃さぬよう、たゆみない向上心をもって職務を遂行します。
- わたし しゃくいん りようしゃちゆうしん せいん た じ こせんたく きかい
4. 私たち職員はご利用者中心の精神に立ち、自己選択の機会や
かんきようづく はいりよ じ こけつてい うなが じようけんせいび つと
環境作りに配慮し、自己決定を促す条件整備に努めます。
- わたし しゃくいん りようしゃ とも ちいき く ねが とも い
5. 私たち職員は、ご利用者と共に地域で暮らすことを願い、共に生きる
えんじよしゃ ひびどりよく
援助者として日々努力します。
- わたし しゃくいん りようしゃ はったつ せいちよう えんじよく ここ たか
6. 私たち職員は、ご利用者が発達・成長し、円熟するという個々の高
かくしん えんじよしゃ じ こけんさん つと
まりを確信し、援助者としてたゆみない自己研鑽に努めます。

しょう しゃしえんしせつ
障がい者支援施設

なんぼろ がくえん
南幌めぐみ学園

平成29年度

共同生活援助

事業計画書

共同生活援助事業

ハイツ ひまわり

事業計画

グループホームはそこで生活する障がい者の方々に、地域で当たり前の生活が送れるよう日常生活（食事の提供、健康管理、金銭管理）での支援、余暇活動その他の意思決定を尊重しながらの支援、また地域住民との交流を図り一住民として認められるよう地域への貢献を果たすよう支援する。

また、ご利用者の意思決定がこれまで以上に出来るよう支援し、自立へ向けて日常生活の充実をはかりながら適切な技術を持ってサービスの提供を行う。

世話人・バックアップ施設は、自らが提供するサービスの質の評価を常に行いながら、その改善・向上に努める。

平成30年度に向けた障害福祉計画に係る基本指針の見直しが行われ、地域生活移行者の増加を見込み報酬のあり方が検討されていることから、安心して暮らせる豊かな共生社会の実現を目指す。

1. 生活支援・援助

- ・ 日々の生活の中でご利用者同士の話し合いや合意による最低限のルールを決め、それ以外は個々の生活リズムや意向・ニーズに基づき自ら意思決定ができるよう支援する。また個人のプライバシーや自由時間の確保に努めていくなど安心安全に暮らせるよう支援する。
- ・ 余暇活動の充実、町内活動やイベント等に積極的に参加していく中で、地域の一員として好ましい人間関係を築いていき、地域への貢献も含め、けじめのある生活、社会礼儀節度、協調性、自主性、責任感を養っていく。

2. 支援の具体的内容

- ・ 献立、食事の提供、栄養管理、弁当作り、食堂・台所・食器などの管理、洗濯・清掃の確認、畑作業（夏場）、日誌記録は世話人が行う。
- ・ 日常レベルでの金銭利用に係わる支援、小遣い・金銭出納に関する事、ご利用者負担金の徴収、管理支払いなどの代行。（サービス管理責任者・めぐみ会年金管理委員会）
- ・ 健康管理への配慮、服薬、通院、規則正しい生活や衛生面についての助言などの支援を行う。

- 職場、交友関係、家族関係、個人生活場面に関する相談、必要な助言・支援を行う。
- その他行政機関、その他手続きなどの同伴や代行、ご利用者が日常生活を営むために必要な援助を行う。
- 週末（土・日曜日）の食事当番は自分たちで育てた新鮮野菜をその場で提供できるよう収穫・調理の支援を行う。
- 運動不足と体重の増加が顕著であるため室内や屋外で簡単にできる運動を取り入れるよう支援する。
- 町内の清掃、障がい者・独居高齢者宅の除雪など地域への貢献を果たしていけるよう支援していく。
- 防災訓練は年3回以上行い災害に対する意識を高めていく。

3. 保健衛生支援

- 疾病の早期発見と早期治療については朝夕の健康チェックを含め、世話人・職場間で連携を図り年2回の健康診断や年齢に応じた各種検診にて早期発見に努める。
- 疾病の管理と現在治療継続しているご利用者については、主治医との連携を密にし、日常生活や食生活の改善を図り治療がスムーズにいくよう支援する。
- 看護師、管理栄養士を講師とし年4回の健康教育を実施する。

4. 年間行事計画書（平成29年度）

	上旬	中旬	下旬	地域貢献
4月		定期健康診断 4/11		町内会 清掃
5月	めぐみ会定期総会 5/7 体育館	畑整備（畑おこし）	苗植え（野菜）	町内会 花壇整備
6月	AED 救急救命講習 健康教育 ジンギスカンパーティ	ソフトA大会 6/11 道内旅行 6/19～20 （旭山動物園）	防災訓練	町内会 花壇花植え
7月	スポーツ大会 （かよえ～る） 7/2 ソフトB大会 7/9			
8月			パークゴルフ北大会 8/27	町内会 花壇草取り
9月	パークゴルフ南大会 9/10 健康教育		第30回学園祭 9/24 防災訓練	町内会 花壇除草剤
10月	定期健康診断 総合避難訓練	空知卓球北大会 10/15 畑片付け 道外旅行（四国方面） 10/17～20	空知卓球南大会 10/29	町内会 花壇片付け
11月		赤い羽根 ティーボール大会		
12月	もちつき 健康教育	忘年会	防災訓練 大掃除	
1月	元旦 初詣	新年会		
2月	節分		防災訓練	
3月	ひなまつり 健康教育			

